

八尾市の路上喫煙対策事業について



ルールを守れば、みんながきもちいい。
あなたも、スマートマナー宣言



本市では、平成22年10月に、

「八尾市路上喫煙マナーの向上を市民とともに推進する条例」を施行しました。

本条例では、たばこを吸う人も吸わない人もともに気持ちよく過ごせるよう歩きたばこを禁止するなど、路上喫煙に関するルールを定めています。

 八尾市

令和7年2月

目 次

1. 条例の目的	P. 1
2. 路上喫煙のルール(禁止行為)	P. 2
3. 路上喫煙禁止区域について	P. 3
4. 市の取組みについて	P. 3
5. 八尾市路上喫煙マナー向上推進員連絡会について	P. 4
6. 八尾市路上喫煙マナーの向上を応援するサポーターについて	P. 8
7. 八尾市路上喫煙マナー向上推進エリアについて	P. 11

【参考】

八尾市路上喫煙マナーの向上を市民とともに推進する条例	P. 12
八尾市路上喫煙マナーの向上を市民とともに推進する条例施行規則 ...	P. 13

1. 条例の目的

元来、喫煙マナーは“個人のモラルの問題”として捉えられてきました。しかし最近では、健康増進やまちの美化促進に対する関心の高まりとともに、歩きたばこや吸い殻のポイ捨てなどの喫煙マナー違反に対する規制を求める声が多くなっています。

そこで本市では、路上喫煙マナーの向上を図るため、必要な事項を定めることにより、市民等、事業者及び市の協働による清潔で快適な生活環境の実現、市民等の身体及び財産の安全の確保並びに健康への影響の抑制に資することを目的として本条例を制定しました。

目的① 清潔で快適な生活環境の実現（美化） ～ 『たばこの吸い殻のポイ捨てをしない・させない』～

市が平成24年度に実施した市内の主要駅周辺における調査では、路上喫煙者のうち携帯灰皿などを用いて吸い殻を自己処理する人の割合が平均で45.5%、反対に道路や側溝などにポイ捨てする率が平均で39.2%でした。また、平成28年度～29年度に実施したアンケート調査でも、770人(71.4%)もの方が吸い殻のポイ捨てに迷惑している又は気にしていると回答しています。

本条例により、ポイ捨てのない“きれいなまち八尾の実現”を目指します。

目的② 身体及び財産の安全の確保（安全・安心） ～ 『たばこによる火傷や衣服の焼け焦げ被害を起こさない・起こさせない』～

たばこの火の温度は約700度にもなります。また、たばこを持つ手と子どもの目は同じ位の高さになるといわれています。気をつけているつもりでも、すれ違いざまに小さなお子さんを火傷させてしまう可能性は十分にあります。市が平成28年度～29年度に実施したアンケート調査では、「衣服などへの被害」に迷惑している又は気にしていると222人(20.6%)の方が回答しています。

本条例により、たばこによる火傷の被害や衣服の焼け焦げ、また火事の防止を図ります。

目的③ 健康への影響の抑制（健康） ～ 『たばこの煙で不快な思いをしない・させない』～

たばこの副流煙は、近年、喫煙者の近くにいる人たちに対する健康への影響という社会問題としても表面化しています。加えて、たばこの煙は、喫煙されない方にとっては不快なものです。市が平成28年度～29年度に実施したアンケート調査でも、「たばこの煙や臭い」に迷惑している又は気にしているという回答が631人(58.5%)に上っています。

本条例により、現に多数人のいる場合における路上喫煙を禁止行為とし、たばこの煙による健康への影響の抑制や不快さの防止を図ります。

2. 路上喫煙のルール(禁止行為)

3つの目的を達成し、快適な生活環境づくりと“きれいなまち八尾の実現”のため、路上喫煙のルール(禁止行為)を定めています。

※ 本条例で規制するのは公共の場所における喫煙です。公共の場所とは、道路、公園、広場、河川その他の公共の用に供する場所をいいます。室内、私有地及び喫煙をすることができる場所としてその場所を管理する権限を有する者が指定した場所は除きます。

ルール(禁止行為)① 公共の場所では、“ながらたばこ”を禁止

ポイ捨てや火傷の被害につながりやすいため、公共の場所では、“ながらたばこ”（歩きながら、自転車・単車等に乗しながら喫煙すること）は、市内全域で禁止しています。

市内全域



ルール(禁止行為)② 多数の人がいる場所では路上喫煙を禁止

祭りやイベント会場、また信号待ちの人が多くいる交差点など、人が大勢いる場所での喫煙は、周囲の人に否応なくたばこの煙を吸わせてしまいます。また、たばこの火による火傷や衣服の焼け焦げ被害にもつながりやすくなります。そのため、現に人が大勢いる場所では、**全ての路上喫煙を禁止**しています。

市内全域



- ※ 立ち止まって喫煙することも禁止です。
- ※ 自動車の窓を開けて喫煙することも禁止です。

ルール(禁止行為)③ 路上喫煙禁止区域内では路上喫煙を禁止

路上喫煙禁止区域内では、**全ての路上喫煙を禁止**しています。

禁止区域



- ※ 立ち止まって喫煙することも禁止です。
- ※ 自動車の窓を開けて喫煙することも禁止です。
(停車中はもちろん、走行中に窓を開けて喫煙することも禁止です。)



3. 路上喫煙禁止区域について

路上喫煙禁止区域は現在1ヵ所あり、近鉄八尾駅南側から八尾小学校前交差点までの区域を指定しています。本地域は乗降客の多い近鉄八尾駅があることから人の往来が頻繁であることに加え、市の行政機能が集約された中心的な地域であることから、平成23年4月1日から路上喫煙禁止区域に指定しています。

本条例では、路上喫煙禁止区域内で路上喫煙をした場合、『過料2,000円以下の罰則に処する』という規定を設けています。

※ ただし、現時点では、過料の徴収に関する規定を施行しておりません。



4. 市の取組みについて

3つの目的を達成し、快適な生活環境づくりと“きれいなまち八尾の実現”のため、本市では次のような取組を行っています。

取組① 路上喫煙啓発指導員による巡回指導

歩行喫煙者等への指導により、路上喫煙マナーの向上を推進するとともに路上喫煙による被害などを未然に防止するため、啓発指導員による巡回指導を実施しています。

取組② 駅前や地域でのイベントなどにおける啓発活動

駅前や地域でのイベントなどにおいて、路上喫煙マナーの向上を図るため、啓発グッズの配布を行うなど、広く本条例の周知を図るための活動を実施しています。

取組③ 喫煙所設置の推進

分煙を基調とする喫煙マナー向上を図るため、主要駅周辺等に喫煙所の設置を進めます。（現在、近鉄八尾駅北側及び地下鉄八尾南駅南側に2ヵ所設置済み）

5. 八尾市路上喫煙マナー向上推進員連絡会について ～地域との協働の取組①～

●八尾市路上喫煙マナー向上推進員連絡会とは？●

本市では啓発活動や歩行喫煙者への指導など、路上喫煙マナーの向上を図るための取組を行っています。しかしながら、路上喫煙マナーの問題は個人のモラルに起因するものであり、行政だけの取組ではマナー向上の実現が難しいことから、市民とともに条例の目的達成に必要なことを検討しながら取り組んでいます。

その一環として、地域に散乱する吸い殻や条例で禁止している歩行喫煙をなくし、安心・安全で、美しい八尾のまちの実現に向けて、市とともに取り組もうと手を挙げてくださった市民に『八尾市路上喫煙マナー向上推進員』を委嘱し、それぞれの地域の実情に応じた活動を自ら先頭に立って実施していただいています。

また、地域での活動に併せて、推進員を構成員とする『八尾市路上喫煙マナー向上推進員連絡会』では、推進員が集まり、活動のあり方やマナー啓発活動の手法などについて意見交換を行ったり、啓発活動を企画・実施したりしています。

八尾市路上喫煙マナー向上推進員の地域活動と八尾市路上喫煙マナー向上推進員連絡会の活動に対し、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

※推進員の活動は無償のボランティア活動ですが、皆さん精力的に活動してくださっています。

小学校区	八尾市路上喫煙マナー向上推進員（敬省略）＜令和5年4月1日現在＞
曙川東小学校区	氏 家 篤
刑部小学校区	守 信 介
亀井小学校区	辻井 幸男、浜岡 重男
北山本小学校区	田中 米征、中塚 廣昭、樋口 保彦
久宝寺小学校区	伊 賀 滋、中 島 茂、宮地 秀人
大正北小学校区	吉井 正博
高美小学校区	原山 太郎
高美南小学校区	森田 顕夫
高安西小学校区	松田 隆雄
長池小学校区	高瀬 照夫、吉井 治夫
西山本小学校区	石川 雅裕
東山本小学校区	辻 田 純
美園小学校区	高木 吉久、清木 雅春
南山本小学校区	向井 須子
山本小学校区	岩山 博志
龍華小学校区	古里 源三、堀ノ内 強

●八尾市路上喫煙マナー向上推進員連絡会による活動のご紹介●

八尾市路上喫煙マナー向上推進員連絡会が企画し、市内のイベント会場において来場者に対し啓発活動を実施しています。

【「SDGs × ECO FESTIVAL」での啓発活動】

八尾市の路上喫煙ルールについて、親子で楽しみながら知っていただけるよう、塗り絵、クロスワード、クイズなどを企画しました。

(令和5年11月4日 アリオ八尾にて開催された標記イベントで実施。)

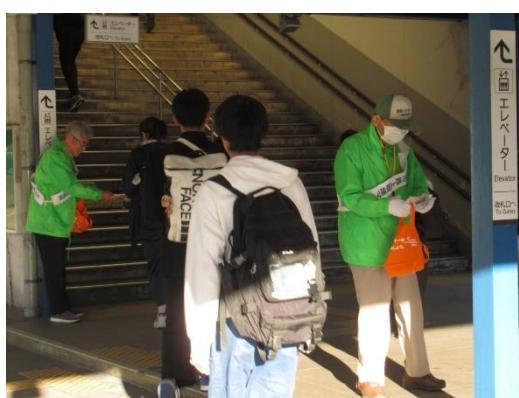


当日は、約160人の方々にご参加いただきました。

【街頭啓発活動】

八尾市路上喫煙マナー向上推進員連絡会が主催し、市内の主要駅周辺で通行者への街頭啓発を実施しています。

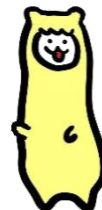
(令和6年11月7日 近鉄河内山本駅周辺で実施。)



路上喫煙マナー向上を呼びかけながら、啓発物品の配布や清掃活動を行いました。

八尾市路上喫煙マナー向上推進員は、随時募集中です！
詳しくは、P.6をご覧ください。

申込受付中です!!



吸い殻のポイ捨て等、路上喫煙に関する課題について、お住まいの地域で中心となって取り組んでくださる方を募集しています。

あなたも、他の推進員、地域の方、市とともに考え、活動してみませんか。

- 対象 市内在住で20歳以上の方
- 任期 令和7年3月31日まで(これ以降は申出により再任)
- 申込 P7の「八尾市路上喫煙マナー向上推進員申込書」に必要事項をご記入いただき、八尾市環境保全課にご持参いただくか、事前に電話連絡のうえ郵送、FAX又は電子メールでご提出ください。
申込書(様式)は、P7をご活用いただくほか、①市ホームページからダウンロード ②環境保全課窓口でお渡し ③郵送(お電話をお願いします)のいずれかの方法で入手できます。
- 報酬 なし

各地域での推進員の啓発活動の様子

～地域の方のご協力のもと、活動を実施されています～



【刑部小学校区】
(盆踊り大会での啓発活動の様子)



【久宝寺小学校区】
(市民スポーツ祭での啓発活動の様子)



【山本小学校区】
(グラウンドゴルフ大会での啓発活動の様子)



【美園小学校区】
(ふれあい祭での啓発活動の様子)



【長池小学校区】
(フェスタ長池での啓発活動の様子)



【龍華小学校区】
(ラジオ体操での啓発活動の様子)

上記以外にも、普段から清掃活動や啓発物品の配布などを実施されています。

八尾市路上喫煙マナー向上推進員申込書

年 月 日

（あて先）八尾市長

申 込 者	住 所	〒 ー
	ふりがな	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	電 話 番 号	
	E - m a i l	

私は八尾市路上喫煙マナーの向上を市民とともに推進する条例の目的に賛同し、八尾市路上喫煙マナー向上推進員に関する要綱第3条の申込資格を満たすことから、第4条の規定により、八尾市路上喫煙マナー向上推進員に申し込みます。

【参考】八尾市路上喫煙マナー向上推進員に関する要綱（抜粋）

（申込資格）

第3条 推進員に申込することができる者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 満20歳以上であること。
- (3) 条例の目的に賛同し、かつ、それぞれの地域における路上喫煙マナーを向上させるために啓発活動を行う意思を有すること。
- (4) 市が実施する施策への積極的な参加及び協力をする意思を有すること。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

6. 八尾市路上喫煙マナーの向上を応援するサポーターについて ～地域との協働の取組②～



市ホームページ
(パソコン用)
もご覧ください！

●八尾市路上喫煙マナーの向上を応援するサポーターとは？

吸い殻のポイ捨て、火傷や服の焼け焦げ被害、煙による不快さを防止するという条例の3つの趣旨にご賛同いただける方に、八尾市路上喫煙マナーの向上を応援するサポーターとしてご登録をいただくことにより、マナー啓発の輪を広げる取組です。

多くの方にご参画いただくことで、“ながらたばこ”をしない・させないという雰囲気づくりを進めます。

●サポーターの役割

①啓発用ポスター及び啓発用ミニのぼりの掲示(必須)

市が作製した啓発用ポスター及び啓発用ミニのぼりのご自宅、お店、会社などへの掲示

②啓発活動への参加(任意)

八尾市路上喫煙マナー向上推進員又は八尾市が実施する啓発活動への参加

※活動実施前に、ご案内させていただく場合がございます。可能な場合は、是非ご参加ください。



【路上喫煙マナー啓発用ポスター】

サイズ:A3



【路上喫煙マナー啓発用卓上ミニのぼり】

サイズ:高さ約 42cm・幅約 12cm

●登録の方法

P.10の八尾市路上喫煙マナーの向上を応援するサポーター登録申出書に必要事項をご記入いただき、八尾市環境保全課へFAX又は電子メールでご提出ください。

(市ホームページから様式をダウンロードできます。)

●よくあるご質問

Q1.会費などの負担はありますか？

会費はありませんので、お気軽に登録のご検討をしていただけます。

Q2.いろいろ活動をしないといけないのですか？

必須条件として、「市から配付している啓発ポスターやミニのぼりを会社・お店・自宅などに掲示」をしていただくことになります。啓発活動参加は任意となります。

Q3.任期はありますか？

任期はありません。登録抹消の希望の申出により終了します。

登録及び登録抹消はいつでも申出いただけます。

JR 八尾駅前商店会	ペントモール八尾協同組合	久宝寺口商店街
近鉄八尾北商店街振興組合	高安さくら商店街	高安駅前商店会
山本南商店街振興会	新栄商店会	八尾市商業協同組合
北本町中央通商店会	石谷食糧店	弘鈴堂(有)森田書店
認定こども園 みよし保育園	久宝まぶね保育園	認定こども園 さくら保育園
認定こども園 マリア保育園	認定こども園 はくちょうこども園	認定こども園 母木保育園
千塚こども園	あい桂こども園	認定こども園 五月橋保育所
認定こども園 あけぼの保育園	認定こども園 キリンこども園	認定こども園 志紀学園幼稚園
認定こども園 竹湊幼稚園	認定こども園 八尾平和幼稚園	認定こども園 聖光幼稚園
認定こども園 みなみ幼稚園	キリン第二こども園	認定こども園 清友幼稚園
白鳩幼稚園	ゆめの子保育園	北山本市場 (ファミリーショップきたやまもと)
安中市場商業協同組合 (パントリー陽光園)	八尾第一地区 別宮町会	大阪東たばこ商業協同組合
パシオスポーツクラブ八尾	株式会社創美工芸	アリオ八尾 SC 管理事務所
ファミリーハイツ八尾自治会	ローソン八尾陽光園二丁目店	株式会社共立ヒートテクノ
株式会社りそな銀行八尾支店	千塚郵便局	セブンイレブン八尾南太子堂2丁目店
上之島郵便局	株式会社テラモト八尾工場	ファミリーマート JR 久宝寺駅北店
株式会社飯田	大阪シティ信用金庫 八尾西支店	株式会社メディセオ
東洋アルミニウム株式会社 八尾製造所	大阪シティ信用金庫 八尾営業部	大阪シティ信用金庫 山本支店
大阪シティ信用金庫 八尾北支店	大阪シティ信用金庫 山本支店 北山本出張所	大阪シティ信用金庫 恩智支店
大阪シティ信用金庫 JR 八尾駅前支店	大阪シティ信用金庫 八尾南支店	大阪シティ信用金庫 志紀支店
株式会社平和化研第二工場	錦城護謨株式会社	美容室 PITHAIR
八尾高美郵便局	JR 八尾駅	三和厨房株式会社
第一樹脂工業株式会社	富士電子工業株式会社	大日本倉庫株式会社
カフェ&オムライス ライラック	ヤマムラ薬局	カネエム工業株式会社
オートプラザニシミネ	第一生命河内営業オフィス	第一生命保険株式会社 布施支社 八尾営業オフィス
日本たばこ産業株式会社 大阪支社	株式会社松ちゃん給食	株式会社八代塗装
セブンイレブン八尾南駅前店	株式会社ジェイテクトサーブレット	八尾市立南山本せせらぎこども園
八尾市立医療型児童発達支援センター いちよう	八尾市立志紀おおぞらこども園	八尾市立安中ひかりこども園
八尾市立東山本わかばこども園	八尾市立西郡そよかぜこども園	ゆう安中東こども園
認定こども園 志紀保育園	認定こども園 セシリア保育園	若竹保育園
大松工業株式会社	千の風 八尾太子堂ホール	ヤマトエスロン株式会社 大阪工場
ヤマトエスロン株式会社 本社機構	セブンイレブン山本町1丁目店	株式会社コムラ製作所
八尾レオクラブ	株式会社ミキハウス	株式会社 GLOBALFLAT
無印良品 イズミヤスーパーセンター八尾	三井住友信託銀行 八尾支店	株式会社関西みらい銀行 八尾支店/八尾本町支店
株式会社関西みらい銀行 志紀支店	株式会社関西みらい銀行 山本支店/高安支店	理化工業株式会社
株式会社リアルエステート藤増	木村工機株式会社	西松建設株式会社 西日本支社 八尾建設作業所
株式会社住都ホーム	日本生命 布施支社	

八尾市路上喫煙マナーの向上を応援するサポーター申出書

(あて先) 八尾市長

八尾市路上喫煙マナーの向上を応援するサポーターとして登録を希望しますので、次のとおり申し出します。

ふりがな お 名 前 (団体の場合は団体名)		ふりがな 代表者氏名 (団体のみ)	
住 所 (団体の場合は 事務所の所在地)		電話番号	
E メール (お持ちの方のみ)			
路上喫煙マナーについて感じることに ついて、記入してください。			
団体の場合は、活動の内容について、記入してください。			
登録者名の市ホームページへの掲載について (どちらかにチェックを入れてください。)	☐ 同意します ☐ 同意しません		

7. 八尾市路上喫煙マナー向上推進エリアについて ～地域との協働の取組③～

- 校区まちづくり協議会が、その活動範囲である地域において、特に重点的に路上喫煙マナーの向上を推進する地域（以下「路上喫煙マナー向上推進エリア」という。）を位置付けた上で一定期間の啓発活動等を行っていただくことで、当該地域の路上喫煙マナーの向上を推進する制度です。

『路上喫煙マナー向上推進エリア』を位置付けた上で一定期間（2年間）の啓発活動等を行い、市長の確認を受けた場合には、路上喫煙禁止区域への指定等を市長に申出することができることになっています。

校区まちづくり協議会が主体的に行う啓発活動等への支援策として、市では地域からの要請に応じ予算の範囲内で必要な物品を用意・提供させていただきます。

久宝寺小学校区まちづくり協議会が、平成27年9月1日から『路上喫煙マナー向上推進エリア』を位置付けた上での啓発活動等を開始し、継続的に啓発活動等を実施していただいています。

同協議会が位置付けた『路上喫煙マナー向上推進エリア』は、以下のとおりです。



八尾市路上喫煙マナーの向上を市民とともに推進する条例

平成22年3月31日

条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙マナーの向上を図るため、必要な事項を定めることにより、市民等、事業者及び市の協働による清潔で快適な生活環境の実現、市民等の身体及び財産の安全の確保並びに健康への影響の抑制に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に住所を有する者、市内に滞在する者（在勤し、又は在学する者を含む。）及び市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他の公共の用に供する場所（室内及びこれに準ずる環境にある場所を除く。）をいう。
- (4) 路上喫煙 公共の場所（喫煙をすることができる場所として当該公共の場所を管理する権限を有する者が指定した場所を除く。）における喫煙（火の付いたたばこを持つことを含む。以下同じ。）をいう。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車（同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の車内において、当該自動車の外に喫煙によるたばこの煙が流出することなく、当該行為を行うことを除く。
- (5) 歩行喫煙等 歩行しながら、又は自転車等に乗りながら喫煙をすることをいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、路上喫煙の防止に関する必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、路上喫煙の防止に関し、市民等及び事業者に対して意識の啓発に努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、第1条の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 市民等は、公共の場所において、喫煙により他人に被害又は不快感を与えることのないようにしなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、第1条の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、その従業員に対し、公共の場所における喫煙に係るマナーの向上に関する教育に努めなければならない。

(路上喫煙禁止区域の指定等)

第6条 市長は、路上喫煙に起因する被害の防止及び健康への影響の抑制を図るため、特に必要があると認める区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。

2 前項の規定による指定（以下「路上喫煙禁止区域の指定」という。）については、期間又は時間を限って行うことができる。

3 市長は、路上喫煙禁止区域の指定をしようとするときは、あらかじめ八尾市路上喫煙マナー向上推進協議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、路上喫煙禁止区域の指定をしたときは、その旨を告示するとともに、当該路上喫煙禁止区域内の見やすい場所に、規則で定める標識の設置又は標示をしなければならない。

5 路上喫煙禁止区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

6 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域を変更し、又は路上喫煙禁止区域の指定を解除することができる。

7 第3項から第5項までの規定は、前項の規定による路上喫煙禁止区域の変更又は路上喫煙禁止区域の指定の解除をしようとする場合について準用する。この場合において、第4項中「当該路上喫煙禁止区域内の見やすい場所に、規則で定める標識の設置又は標示をしなければ」とあるのは「当該路上喫煙禁止区域に係る標識又は標示を変更し、又は消除しなければ」と、第5項中「前項」とあるのは「第7項において準用する第4項」と読み替えるものとする。

(路上喫煙禁止区域の指定等の申出)

第7条 市民（市内に住所を有する者をいう。以下同じ。）及び事業者は、路上喫煙禁止区域の指定、路上喫煙禁止区域の変更又は路上喫煙禁止区域の指定の解除について、市長に対し、規則の定めるところにより、当該対象とすべき区域内の相当数の市民及び事業者の同意を得た上で、これを申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、当該申出が明らかにその必要がないものと認められる場合その他規則で定める場合を除き、八尾市路上喫煙マナー向上推進協議会の意見を聴かなければならない。

(禁止行為)

第8条 市民等は、公共の場所において、歩行喫煙等をしてはならない。

2 市民等は、現に多数人のいる場合において、路上喫煙をしてはならない。

3 市民等は、路上喫煙禁止区域内において、路上喫煙をしてはならない。

(指導)

第9条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、その是正に必要な指導を行うことができる。

(八尾市路上喫煙マナー向上推進協議会)

第10条 この条例の円滑な運用及び実効性を確保するとともに、市民、事業者の参画による路上喫煙の防止を図るため、八尾市路上喫煙マナー向上推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 事業者及び関係行政機関の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(八尾市路上喫煙マナー向上推進員)

第11条 市長は、路上喫煙の防止に関する啓発又は指導を行うため、市民のうちから八尾市路上喫煙マナー向上推進員（以下「推進員」という。）を委嘱することができる。

2 推進員は、前項に規定する業務を行う場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第13条 第8条第3項の規定に違反した者は、2,000円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

※1（平成22年4月規則第24号で、第1条から第5条まで及び第10条の規定は、同22年5月1日から施行）

※2（平成22年9月規則第42号で、第6条から第9条まで、第11条及び第12条の規定は、同22年10月1日から施行）

八尾市路上喫煙マナーの向上を市民とともに推進する条例施行規則

平成22年 9 月30日
規則第43号

（趣旨）

第1条 この規則は、八尾市路上喫煙マナーの向上を市民とともに推進する条例（平成22年八尾市条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（路上喫煙禁止区域の指定等の告示）

第2条 条例第6条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により告示する事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 指定し、変更し、又は解除する路上喫煙禁止区域
- （2） 路上喫煙禁止区域の指定、変更又は解除の年月日
- （3） 期間又は時間を限って路上喫煙禁止区域の指定を行う場合にあっては、その期間又は時間

（路上喫煙禁止区域の標識等）

第3条 条例第6条第4項に規定する規則で定める標識及び標示は、別に定める様式によるものとする。

（路上喫煙禁止区域の指定等の申出等）

第4条 条例第7条第1項の規定による路上喫煙禁止区域の指定、路上喫煙禁止区域の変更及び路上喫煙禁止区域の指定の解除の申出は、別に定める様式により行わなければならない。

2 条例第7条第1項に規定する相当数の市民及び事業者の同意は、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例（平成18年八尾市条例第20号）第10条の2第1項に規定する校区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）が、当該活動範囲となる地域において、特に重点的に路上喫煙マナーの向上を推進する地域（以下「路上喫煙マナー向上推進エリア」という。）を位置付けた上で一定期間の啓発活動等を行い、当該啓発活動等の実施について市長の確認を受けた場合には、相当数の市民及び事業者の同意があったものとみなす。

3 協議会は、前項の啓発活動等を行おうとするときは、別に定めるところにより、当該啓発活動等の開始の日その他必要な事項をあらかじめ市長に届け出なければならない。

4 前2項に定めるもののほか、路上喫煙マナー向上推進エリアに関し必要な事項は、別に定める。

（委任）

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境部長が定める。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成26年2月20日規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月31日規則第42号抄）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第29号抄）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。



ルールを守れば、みんながきもちいい。
あなたも、スマートマナー宣言



【問合せ】

八尾市環境部環境保全課

〒581-0026

八尾市曙町2-11

八尾市立リサイクルセンター学習プラザ「めぐる」2階

TEL: 072-924-9359 FAX: 072-924-0182

電子メール: hozen@city.yao.osaka.jp